福井県知事　　２０２６年9月２９日

石田　嵩人　様

提出者　原子力発電に反対する福井県民会議
（福井県三方上中郡若狭町気山 145-6-1）
代表委員　中嶌　哲演
嶋田　千恵子
笠原　一浩
松下　照幸

原発構内乾式貯蔵施設に関する質問・要望書

日頃は、県民の安全と暮らしを守るため、さまざまな課題にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、石田知事は 8 月 28 日、関西電力から提出されていた原発構内乾式貯蔵施設設置の事前了解願いについて、高浜原発第 1 期分および美浜原発の設置を了承しました。

しかし、この判断は、9 月 3 日から始まる県議会での十分な議論を待つことなく、直前に全員協議会の開催を県議会に要請し、各会派の意見を聞いた直後に行われました。

私たちは 8 月 25 日、県および県議会に対し、「拙速な判断はせず、県民や周辺住民など広範な人々の意見を聞いたうえで、十分かつ慎重に検討してください」と緊急要請しました。また、8 月 28 日の全員協議会でも、複数の会派から、現段階では事前了解すべきではないとの意見が出されました。

それにもかかわらず、なぜ 9 月県議会での議論を待たず、8 月 28 日に事前了解を行う必要があったのでしょうか。県民や周辺住民に対し、その判断の経過と理由を具体的に説明する必要があると考えます。

さらに、知事は 9 月県議会において、乾式貯蔵施設への搬入について、「仮に、乾式貯蔵施設に搬入する時点で中間貯蔵施設が決まっていないのであれば、受け入れ可能量が分からないため、搬入計画を認めることはできない」と答弁されました。これは重要な答弁です。県は事前了解の際、乾式貯蔵施設の貯蔵量について「中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量」とし、「中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないよう管理する」ことを関西電力に求めています。

そうであるならば、「中間貯蔵施設が決まっていなければ搬入を認めない」という条件は、本来、施設建設の事前了解を判断する前に、より慎重に検討されるべき重要事項ではなかったでしょうか。

乾式貯蔵施設の問題は、事前了解によって新たな段階に入りました。しかし、この問題の根幹にあるのは、使用済核燃料を最終的にどこへ、いつ、どれだけ搬出するのかという問題です。

関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」には、六ヶ所再処理工場、県外中間貯蔵施設、フランスへの搬出、使用済燃料の貯蔵量など、多くの不確定な要素が残されています。

さらに 9 月 18 日には、青森県むつ市のリサイクル燃料備蓄センター（RFS）に、関西電力の使用済み核燃料 500 トンを 2028 年度以降に搬入する計画が明らかになりました。しかし、これは現時点で搬入が確定したものではなく、青森県やむつ市の理解、事業許可変更などが必要です。

以上を踏まえ、次の事項について質問し、要望いたします。真摯にご回答くださいますようお願いいたします。

〔質問事項〕

（1）8 月 28 日に事前了解を行った判断過程について

9 月 3 日から県議会が始まる直前に全員協議会を開催し、その日のうちに事前了解を行った理由を具体的に説明してください。

また、全員協議会では、民主・みらい、越前若狭の会から事前了解に反対する意見が示され、中間貯蔵施設の具体的な場所が決まっていないこと、実効性のあるロードマップがまだ示されていないことなどが指摘されました。これらの反対意見を県としてどのように検討し、最終判断にどのように反映したのか、具体的に説明してください。

（2）乾式貯蔵によって生じる使用済み燃料プールの空きスペースについて

関西電力は「越前若狭のふれあい」特別号で、「使用済燃料の貯蔵容量を増加させない観点から、使用済燃料を乾式貯蔵施設に移し替えることで発生する燃料プールの空きスペースは原則使用しません」と説明しています。

原発を運転継続する観点から、この点について、貴職の見解をお聞きしたいと思います。「空きスペースを原則使用しない」ということは、空きスペースは「原発運転時に必要な一炉心分」としても使用しないということでしょうか。移してできた空きスペースを原発運転時に必要な一炉心分として使用すれば原発運転は継続されます。一方、乾式貯蔵施設に使用済核燃料を移さなければ、貯蔵プールが満杯時に原発は停止します。この違いは大きく、原発運転が継続されれば、運転した分使用済核燃料は増えます。

（3）六ヶ所再処理工場の処理量とプルトニウム利用計画について

関西電力が 2025 年 2 月に示した使用済燃料対策ロードマップの貯蔵量推移では、六ヶ所再処理工場について、2028 年度 130 トン、2029 年度 110 トン、2030 年度 90 トンと段階的に受入量を増やし、2033 年度以降は年間 800 トンを受け入れることを前提としています。

一方、原子力委員会の「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」では、プルトニウム保有量を減少させることとし、六ヶ所再処理工場についても、MOX 燃料加工工場やプルサーマルの稼働状況に応じて、「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理」が行われるよう求めています。

そこで伺います。関西電力がロードマップで前提としている 2033 年度以降年間 800 トンという再処理量は、実際のプルサーマルによるプルトニウム消費量および国のプルトニウム保有量削減方針と整合するのでしょうか。

県は、この 800 トンという前提の実現可能性を、国、日本原燃または関西電力に具体的に確認しましたか。確認している場合は、その根拠となる資料、プルトニウムの年間回収量・利用量の見通しを示してください。

また、年間 800 トンの再処理が実現できない場合、関西電力が示す使用済燃料の期末貯蔵量・空き容量の見通しは変わることになります。県はその場合の貯蔵量について独自に検証していますか。

（4）むつ市の中間貯蔵施設への 500 トン搬入計画について

9 月 18 日、東京電力、日本原電、RFS は、むつ市の中間貯蔵施設に関西電力の使用済核燃料 500 トンを 2028～2035 年度に搬入する計画を示しました。

この計画について、県は 8 月 28 日に乾式貯蔵施設を事前了解した時点で、関西電力から説明または情報提供を受けていましたか。

受けていたのであれば、いつ、どのような内容の説明を受けたのか、また、なぜ 8 月 28 日の全員協議会や県民に明らかにしなかったのか説明してください。

受けていなかったのであれば、具体的な県外搬出先を県が把握していない状態で、なぜ乾式貯蔵施設の事前了解を行うことができたのか説明してください。

また、今回示された 500 トンは、美浜・高浜・大飯の 7 基を運転した場合に発生する使用済核燃料の数年分に相当します。県は、この 500 トンの搬出計画によって関西電力の使用済核燃料問題がどの程度改善されると評価していますか。

〔要望事項〕

（1） 使用済燃料対策ロードマップに残されている不確定・不明瞭な事項について、一つ一つ実効性を確認し、それらが確認できない限り、乾式貯蔵施設への使用済核燃料の搬入計画を認めないでください。特に、県外中間貯蔵施設の場所・受入れ可能量、六ヶ所再処理工場のしゅん工・操業開始時期と実際の再処理量、プルトニウム利用との整合性、使用済み核燃料の年間搬出量および全量搬出の見通しについて、具体的・定量的に確認してください。

（2） 8 月 28 日の事前了解について、県民および周辺地域住民を対象とした公開説明会を開催してください。事前了解に至った判断過程、ロードマップを実行可能と判断した根拠、乾式貯蔵施設と原発運転継続との関係、県外搬出の見通しについて県自ら説明し、県民・周辺住民からの質問に直接答える機会を設けてください。

【参考】福井県知事記者会見（2026 年 8 月 28 日・9 月 2 日）、福井県議会 9 月定例会答弁、関西電力「使用済燃料対策ロードマップ」、原子力委員会「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」、RFS 等の 2026 年 9 月 18 日公表資料。